

第 156 回八王子市青少年問題協議会会議録

開催日 : 平成 29 年 2 月 23 日 (木)

開催場所 : 八王子市役所 702 会議室

【出席者】

八王子市長	石森 孝志	会長
八王子市青少年対策地区委員会連絡会代表	中原 教智	副会長
八王子市議会議長	福安 徹	委員
八王子市議会文教経済委員会委員長	青柳 有希子	委員
八王子市議会厚生委員会委員長	美濃部 弥生	委員
八王子地区保護司会代表	内田 實	委員
八王子市内私立中学高等学校校長代表	島田 浩行	委員
八王子市立中学校長会代表	清水 和彦	委員
八王子市公立小学校長会代表	春田 道宏	委員
八王子市立中学校 PTA 連合会代表	加地 弘子	委員
八王子市立小学校 PTA 連合会代表	川島 弘嗣	委員
八王子市青少年育成団体連絡協議会代表	立川 富美代	委員
八王子市教育委員会教育長	安間 英潮	委員
八王子警察署長	山口 紀浩	委員
高尾警察署長	鶴我 能史	委員（代理出席）
南大沢警察署長	井ノ口 徹	委員
東京保護観察所立川支部統括保護観察官	喜入 啓隆	委員
多摩少年院長	日下部 隆	委員
八王子少年鑑別所長	渡邊 悟	委員
八王子市生活安全部長	藤倉 四朗	委員
八王子市健康部長	細川 えみ子	委員
八王子市子ども家庭部長	小澤 篤子	委員

出席 22 名

（事務局）

八王子市子ども家庭部児童青少年課長	渡邊 聡
八王子市子ども家庭部児童青少年課	中山、若林、田村、黒多

【配付資料】

第 156 回 八王子市青少年問題協議会次第

資料 1 八王子市青少年健全育成基本方針 平成 28 年度重点目標

「みんなでつないでいこう 思いやりの心」（いじめ対策）に関する取組について

資料 2 八王子市青少年健全育成基本方針 平成 29 年度重点目標について

資料 3 平成 29 年度 八王子市青少年健全育成推進区域の指定について

資料 4 平成 29 年度「八王子市青少年健全育成基本方針の策定等に係る検討会」の検討事項（案）について

資料 5 平成 28 年度 青少年健全育成事業について（報告）

資料 6 パンフレット「コレワーク矯正就労支援情報センター」

資料 7 「少年鑑別所から見た最近の非行少年の動向」に係る資料

① 施設のしおり（八王子少年鑑別所）

② 地域の非行・犯罪防止に取り組んでいます リーフレット

③ 八王子少年鑑別所鑑別統計 H28

- 資料 8 市制 100 周年記念事業ぼく・わたしたちの八王子 子ども絵画コンテスト開催結果について
- 資料 9 「再犯の防止等の推進に関する法律 概要」
- 別紙 1 青少年健全育成基本方針 平成 29 年度重点目標 保護者向けリーフレット（案）
- 別紙 2 八王子市青少年健全育成基本方針 平成 28 年度重点目標「みんなでつないでいこう 思いやりの心」に関する取組について（各機関・団体からの回答一覧）

【次第】

- 1 開 会
- 2 委員紹介
- 3 副会長互選
- 4 議 事
 - (1) 協議事項
 - ア 八王子市青少年健全育成基本方針 平成 28 年度重点目標
「みんなでつないでいこう 思いやりの心」（いじめ対策）に関する取組について
 - イ 八王子市青少年健全育成基本方針 平成 29 年度重点目標について
 - ウ 平成 29 年度 八王子市青少年健全育成推進区域の指定について
 - エ 平成 29 年度 「八王子市青少年健全育成基本方針の策定等に係る検討会」の検討事項（案）について
 - (2) 報告事項
 - ア 平成 28 年度 青少年健全育成事業について
 - (3) 情報交換
 - ア 少年非行の現状及び最近の動向について
 - イ 矯正就労支援情報センターについて
 - ウ 少年鑑別所から見た最近の非行少年の動向
 - エ 市制 100 周年記念事業「ぼく・わたしたちの八王子子ども絵画コンテスト」開催結果について
 - オ その他
- 5 閉 会

【議事要点】

1 開会

【会長挨拶】

- ・ 委員の皆様には、ご多用のところ、本協議会にご出席いただきありがとうございます。皆様のご尽力のおかげで、現在、いじめ対策として市を上げて取り組んでいる「思いやりの心の育み」は、年々、その活動の輪を着実に広げております。引き続き子どもたちの青少年健全育成の推進に皆様の更なるお力添えをいただきたいと思っております。
- ・ 本市は今年、市制施行100周年という大きな節目を迎え、様々な記念事業を実施しております。特に次の新たな100年に向けては、子どもたちが主役となるので、できるだけ子どもたちに記念事業に関わっていただき、ふるさと八王子に対する郷土愛を育てていきたいと願っております。
- ・ 記念事業の1つとして昨年の10月には子ども絵画コンテストを行いました。5,000人以上の応募があったところですが、「八王子の好きなところ」「20年後の八王子」の2つをテーマとし、すばらしい絵を描いていただきました。八王子の明るい未来を感じ取るコンテストとなりました。
- ・ これから100周年に向けて本格的な事業が行われることとなります。子どもたちに関わってほしいと願っておりますが、皆様にもいろんな形でのご支援・ご協力を賜れば、ありがたいと思います。
- ・ 本日は、限られた時間でございますが、実りの多い会となりますことを、ご協力を心からお願い申し上げます、私からの挨拶といたします。

2 委員紹介

3 副会長互選

《事務局》

- ・ これまで副会長は青少年対策地区委員会 連絡会 代表の関口 前委員にお勤めいただいていたが、任期が終了したことにより、副会長の任も終了した。
- ・ 今回、新たに副会長を互選する必要がある。委員の皆様から、どなたか推薦はあるか。

《八王子市立中学校 PTA 連合会代表》

- ・ 青少年対策を推進されている青少対の代表の中原委員に担っていただくのが適任だと考える。

《事務局》

- ・ 加地委員から、八王子市青少年対策地区委員会 連絡会 代表の中原委員を副会長に、との声がありましたが、いかがか。

《各委員》

- ・ 異議なし。

《事務局》

- ・ 中原委員いかがか。

《八王子市青少年対策地区委員会連絡会代表》

- ・ お引き受けいたします。

《事務局》

- ・ それでは、副会長は、青少年対策地区委員会 連絡会 代表の中原委員に決定する。

《八王子市青少年対策地区委員会連絡会代表》

- ・ ただいま副会長の任を拝命いたしました中原でございます。すでに先輩の皆様が目的に向かって道を拓き、開拓してきた事柄をたすきとして受け継ぎ第4条第4項の趣旨に乗っ取り実りある協議会を目指して尽力をする所存でございます。ただし、本日もご列席の皆様のご指導・ご鞭撻があつて無し得ることと確信しておりますので、よろしく願いいたします。

【決定事項】

「八王子市青少年問題協議会 副会長」を青少年対策地区委員会 連絡会 代表の中原委員に決定

4 議事

(1) 協議事項

ア 八王子市青少年健全育成基本方針 平成28年度重点目標

「みんなでつないでいこう 思いやりの心」(いじめ対策)に関する取組について 資料1

【事務局説明】

- ・ 取組についての照会は、251の機関・団体へ事務局より行い、その結果、251箇所から回答を得た。回答率は100%となっている。取組数は956であり、年々増加している。

〈小学校の取組について〉

- ・ 70校から311の取組について回答を得た。
- ・ あいさつ運動や異学年交流はほぼ全校で実施
- ・ 地域の保育園児や高齢者との世代間交流も多い
- ・ スマホ、ネットやいじめなどについて児童同士で考える・話し合う特別授業の実施

〈中学校の取組について〉

- ・ 38校から133の取組について回答を得た。
- ・ あいさつ運動を生徒会の企画・立案により実施
- ・ 保護者や地域の方が一緒に参加する公開講座を実施
- ・ スマホやラインを扱う際のマナーや正しい知識の習得

〈青少年対策地区委員会、小・中学校PTA連合会の取組について〉

- ・ 39団体から155の取組について回答を得た。
- ・ 昨年に引き続き、取組数が増加。
- ・ 中学生がボランティアや実行委員として活動する行事が多い。
- ・ 思いやりの心を育むと共に達成感を得る機会となっている。
- ・ 思いやりの心の育みをテーマとした標語の募集を実施

〈学童保育所の取組について〉

- ・ 79施設から269の取組について回答を得た。
- ・ あいさつや「ありがとう」「ごめんね」といった言葉を大切にし、思いやりを持って声をかけあふ姿が増えてきている。
- ・ 学童生活の中で異年齢交流を多く実施

〈児童館の取組について〉

- ・ 12 施設から 67 の取組について回答を得た。
- ・ 子どもたちが自ら考え企画するイベントや子どもシティなど地域の協力を得て子どもたちが職業体験の機会を得ている。
- ・ 乳幼児のふれあい活動や高校生・大学生がイベントに参加するなど異年齢交流を実施

〈関係所管（13 所管）の取組について〉

- ・ 13 所管から 21 の取組について回答を得た。
- ・ 友好都市との交流、意見発表大会、幼児とのふれあい活動などが特徴
- ・ 市民団体や企業とのつながりを広げ、子どもたち体験活動を促進

〈各関係機関・団体ごとの特色ある取組として紹介した事業〉

（資料1 6、7頁の表のうち、以下の事業について説明）

- ・ ふわふわ言葉川柳運動（第五小学校）
- ・ 清水キッズフェスティバル（清水小学校）
- ・ 地域交流講座（中山小学校）
- ・ セーフティ教室（第二中学校）
- ・ クリーン活動（八王子市青少年対策浅川地区委員会）
- ・ お泊まり会（片倉台学童保育所）
- ・ 科学実験（カルメ焼き）（浅川児童館）
- ・ 落書き消去活動（防犯課）

《会長》

- ・ ご意見・ご質問等はいかがか。

《八王子市議会厚生委員会委員長》

スクールカウンセラーの取組について伺いたい。スクールカウンセラーの協力を得て、5年生の児童全員と個別面談をした学校があったと報告をいただいた。対象が全員ということで、あらためて相談に行くほどではないが個人面談の場では話してみようかなとでき、すばらしい取組だと思う。これを行ったことの効果、問題の早期発見や課題があったら教えていただきたい。

《八王子市公立小学校長会代表》

今、お話にもあったように全員と話ができるということは、スクールカウンセラーと顔見知りになれる。何かあった時に相談をしてみようというきっかけ作りとしては、大変大きな意義があると思う。本校の子どもたちの様子を見ると行く前は「何を聞かれるのかな」と少し緊張していたりもする。面談では、何を子どもたちから聞き出すか、話を引き出せるようにしている。リラックスしてくると、スクールカウンセラーは表情から読み取ったり、出てくる言葉の単語からも色々なことを受け止めて、それを担任や全体での共有につなげていく。場合によっては家庭の様子も含めて、情報として共有できる。

《八王子市議会厚生委員会委員長》

全校にスクールカウンセラーが配置されていると承知しているが、この取組が全校でできたら素晴らしいと思うが、いかがか。

《八王子市公立小学校長会代表》

スクールカウンセラー週1日の配置のなか、本校の中山小学校では、児童数が100人前後なので、全校児童全員と面談している。

《八王子市議会厚生委員会委員長》

やはり週1日の配置であると学校の規模によっては、全員というのは難しい。
スクールカウンセラーの増員が必要ではないか。

《八王子市教育委員会教育長》

全員の子どもととなるとどうしても規模の小さい学校となるが、特定学年の全児童・生徒とのスクールカウンセラーによる個別面談は全校で実施している。

《八王子市議会文教経済委員会委員長》

子どものしあわせ課で去年から始めている「赤ちゃんふれあい事業」についてどんな反応があるのか。赤ちゃんや妊婦さんとふれあう中で一人ひとりの子どもの命が大切、それぞれ誰かが大切な命であり、赤ちゃんに対して貴重な命なんだという気持ちが学べる事業ではないかと思う。これまで行った学校の中でどんな変化があったのか具体的なものがあれば教えていただきたい。

《八王子市子ども家庭部長》

実際にその場に行っていないので、子どもたちが書いてくれた感想などから話をさせていただく。中学生になると少し思春期になるので、反抗期のような子どもたちもたくさんいる。その子どもたちが赤ちゃんとお母さんがふれあう姿を見て、「自分も赤ちゃんの時にこうだったのかなあ」という感想がまずある。助産師さんから「妊娠して出産するのはこんなに大変なんだよ」という話もするので、「自分は母親が大変な思いをして生まれて来たんだ」ということを再認識するという感想もたくさんある。また、「子どもは欲しくないと思ってた。大人になってもいらないと思っていただけで、今日この授業を受けてやっぱり良いことだと思った。」という感想もあった。子どもたちにとっては、自分を振り返る、また小さな子どもたちに向けているお母さんの目がどんなに優しいものなのかというのを再認識する場になっているようである。とても良い感想を子どもたちからいただいている。

《会長》

- ・本協議会にて「八王子市青少年健全育成基本方針 平成28年度 重点目標」に関して、学校・保護者・地域・行政機関等が地域の実状にあった様々な取組を実施されていることを確認。
- ・今後も引き続き、全市一体となって、青少年の健全育成のために「いじめ対策」を展開していくことが望ましいとしてよろしいか。

《各委員》

異議なし。

【決定事項】

青少年問題協議会として取組内容について了承。

1. 重点目標について

- ・ 重点目標とは、「青少年健全育成基本方針」に基づき、青少年を取り巻く様々な課題を踏まえ、健全育成の推進に向けて、毎年、全市的な取組指針として定めている目標である。平成 28 年度は「みんなでつないでいこう 思いやりの心」を重点目標として掲げている。

2. 平成 29 年度重点目標（案）について

(1) 重点目標

- ・ 平成 28 年度と同様に「みんなでつないでいこう 思いやりの心」を重点目標に提案する。

(2) 重点目標とする理由

- ・ 残念ながら、大人が気づかないところで、トラブルやいじめが深刻化しやすい状況は今なおある。これは小中学生にも SNS などが身近なコミュニケーションツールになっている影響も大きいと考えられる。
- ・ こうした中、「自分の目で見て、直接話を聞く」対話を通して、「思いやりの心」の大切さを学ぶことは一層重要となってきた。
- ・ また、青少年の健全育成を推進していくためには、「子どもの手本」として実践しやすいこと、例えば、親や祖父母が日常の中で子どもたちへ教えていくことをテーマにすることがふさわしいと考えられる。
- ・ これらを踏まえ、市では平成 26 年度から「思いやりの心」の育みをいじめ対策などの根幹を成す大切な教育に据え、取り組んでいる次第である。
- ・ 平成 29 年度は、本市にとって市制 100 周年という大きな節目となる。引き続き、「思いやりの心」の育みを重点目標に据え、発展させていくことで、市民どうしの「共助」による青少年の健全育成推進のさらなる飛躍をめざしていきたいと考える。

(3) 重点目標 リーフレットの構成

- ・ 来年度は市制施行 100 周年を迎える。そこで、まず、1 頁目には総論として、本市の発展の礎には、先人たちの「知恵」や「勇気」とともに、子どもたちの健やかな成長を願う「思いやりの心」があること、現代においても大人から子どもへしっかりと伝え続けることの大切さを記載している。
- ・ 2 頁、3 頁にはいじめ対策にもつながる「思いやりの心」を育む 3 つの具体的な「行動指針」及び 思いやりの心を育む小中学校の事例を掲載している。
- ・ 最終頁である 4 頁には平成 27 年度から 5 カ年の「青少年健全育成基本方針」を掲載している。

(4) リーフレットにおける留意点等

- ・ リーフレットは基本的には、健全育成に携わる大人向けに記載している。
- ・ ただし、小中学校の全児童・生徒に配布するので、子どもたちが読むという視点も合わせもって、記載・レイアウトを工夫している。
- ・ スマホの使い方が喫緊の課題となっている現在、大人自身が、我が身を振り返りながら、

手本となる意識を啓発するとともに、子どもたちと話すきっかけをつくる「チェックリスト」を掲載

3. リーフレットの記載内容について

(1) 導入部分・総論について

① 1段落目

- ・ 総論（導入）の部分では、八王子の自然や歴史、文化の一例として、西行法師の歌や高尾山、車人形、祭り囃子、絹の道について紹介している。
- ・ そして、八王子の発展を支えてきたのは先人たちの「知恵」や時代を切り拓く「勇気」とともに、子どもたちの健やかな成長を願う「思いやり」のおかげであったことを記載している。

② 2・3段落目

- ・ 今年、記念事業として実施した「子ども絵画コンテスト」について記載。4,963点もの応募作品には、多くの子どもたちの「未来の八王子や家族を大切に思う」熱く率直な思いが込められていたこと、さらに、29年度は、4月から「私が思う20年後の八王子～その夢に向けて、私ができること・大切にしたいこと～」をテーマに作文を募集し、寄せられた子どもたちの考えをこれからの八王子のまちづくりにいかしていくことを、周知を含め記載している。

③ 4段落目

- ・ 市が平成26年度からいじめ対策の基本として考え、取り組んでいる「思いやり」の心の育みについて。そして、世代を超えて紡がれてきた「思いやりの心」の大切さをしっかり伝え、八王子の新たな時代への飛躍に向け、その活動の輪をさらに広げていくことを呼びかけている。

(2) 行動指針1. 「大丈夫！親が後押し、子どものチャレンジ」について

- ・ 子どもたちの「自己肯定感」や「自己有用感」を育む基本は「家庭」である。1つ目の行動指針では、子どもたちが本来持つ「好奇心」や「意欲」といった「子どもらしさ」を発揮させながら、「チャレンジ精神」を養うことが大切であること。そのためには、子ども自らが「自分にもできる」と思える気持ちを育む、大人の後押しの大切さを記載している。

① 1段落目

- ・ 行動する前から「うまくいかなかったら恥ずかしい」と心に歯止めをかけてしまう様子は、誰しもにあることながら、無力感が漂う大人社会の影響もあって、子どもたちにその傾向が少し強まっている現況を記載している。

② 2段落目

- ・ こうした世相はありながらも、子どもは本来、「好奇心」や「意欲」を持ち備えていること。それらが「挑戦心」を育み、心身を発達させていくこと。そして、いつの時代も子どもの特権・魅力とも言える「子どもらしさ」を存分に発揮できる環境づくりの大切さを記載している。

③ 3段落目

- ・ こうした環境を作っていくためには、子どもたちの「できない」不安や悔しさを「できる」喜びに変えていくための提案として、「よく気が付くね、ありがとう」などの具体的な言葉がけが、子どもたちの行動を認め、後押しになると例に挙げている。

④ 4段落目

- ・ まとめとして、子ども自らが思う「できる」が増えれば、次はこうしよう！こうしたい！

につながっていく。そのため、家庭において、我が子の「できた！」に目を留め、親子で一緒に喜びを分かち合っしてほしいと呼びかけている。

⑤「親同士の会話から見える我が子の姿を大切に」について

- ・ここでは、多くの家庭でよくある親子の会話を例に、「うちの子は・・・」と悩みがちなことも、実は他の家庭でもよくあることを紹介している。
- ・そのため、ときにはざっくばらんな親同士の会話も子育ての一助となること。話すことで、内心ほっとすることや親としては見過ごしていた、子どもの良さに気づく機会にもなることを記載している。

(4) 行動指針 2. 「みんなで話そう 本当に必要？スマホに向かうその時間」について

① 1 段落目

- ・ スマホに集中している子どもたちや、子どもの傍らでスマホばかりに目が向いている大人の姿など、今では珍しくない様子を描いている。

② 2 段落目

- ・ スマホには便利さゆえに、一方的な発信や、返信がないことへのいらだちを募らせやすい一面がある。
- ・ そして、もし、直接、顔を合わせた会話であれば、一方的に話すことはないことから、スマホには関わる相手への思いやりをときに失わせる危険があることを書いている。

③ 3 段落目

- ・ 「今」に目を向け、「今こそできること」などをテーマに子どもたちと共に話すことを提案し、それが、今、一緒に過ごしている「家族との時間」や「友達それぞれが持つ時間」を大切に思う気持ちの育みに繋がっていくことを記載している。

④ 4 段落目

- ・ 4 段落目では、少し切り口を変えて、成長期の子どもたちがスマホを長く使うことから生じる弊害について記載している。
- ・ スマホには調べ事や即時の連絡など、便利さある。しかし、子どもたちは覚えるために時間をかけ、ときに苦勞しながら、知識や知恵を身に付け、思いやりを育てていくことを説明している。
- ・ その例として、言いにくいことや謝るべきことを直接しっかり伝えられるようになるのも、経験の積み重ねによるのではないかと問いかけ、子どもが「自信」を持って、成長できるよう、「スマホに向かう時間」について話しあってほしいと呼びかけている。

⑤「Let's Talking! スマホの使い方」について

- ・ 今回は、スマホの行動指針に焦点を当てた3つのチェックリストを掲載した。いずれも大人を対象とした質問である。
- ・ Yes、No のチェックで終わらず、まず、一つ目は、「つい、スマホを見続けてしまっていないか」と我が身の行動を振り返る質問。
- ・ 二つ目は、スマホばかりに目を向けている我が子を外で見かけたらどうするかという質問。
- ・ 三つ目は、我が家のルール。「なぜ、そのルール？」「どうする？」「なぜ？」といった Open question を家族や友達、保護者同士で話してほしいとの考えによるものである。

(5) 行動指針 3. 「未来につないでいこう！「子どもを見守り・育てる」地域づくり」について

①1 段落目

- ・ 地域の良さとして、学校や家庭などでは見過ごされてしまうような子どもの長所に目を留め、「褒めて、認めて、自信を育む」ことや「叱る」ことで、人を思いやることの大切さを教えていくことができることを書いている。

②2・3 段落目

- ・ 2 段落目では、青少対によるクリーン活動や防災訓練など様々な行事に参加し、ともに汗を流すことで、「力を合わせることの大切さ」や「頼り頼られながら、みんなで成し遂げていくことの喜び」を得ていくということを記載。
- ・ そして、3 段落目で、まずは「参加」を促し、次に子どもたちに小さなことでも任せることで、子ども心に誇りに思えるような温かな経験を積み重ねさせてほしいと記載している。

③4 段落目

- ・ 大人同士が助け合う様子や、なかなか輪に入れずにいる子にさりげなく声をかける思いやりある姿は、子どもの目標となること。こうした大人の姿を実際、目で「見て、真似て、学び自らやってみる」ことが大切であり、それにより子どもたちが「達成感」を味わいながら成長できる地域にしていくことを呼びかけている。

(6) つながり、ひろがる、思いやりのところについて

- ・ 2 頁目、下方の枠の中では、市内小中学校での特徴的な取組として 29 年度は陶鎔小学校と第三中学校を紹介している。

①上段

- ・ 陶鎔小学校において地域運営学校で、保護者や地域の人たちの検討により、「学校づくり」の目標を定め、その一環で、「家庭」が中心となって取り組んでいるのが、「TOYO ACTION 5」である。「どのように子どもに声をかけたらいいのか」など保護者同士で悩みを話し合い、力を合わせて取組を発展させていこうという機運が高まっている様子を紹介している。

②下段

- ・ 第三中学校で生徒会が中心となって取り組んでいるいじめ対策である。朝礼などで、SNS のトラブルに関する寸劇や生徒が策定した SNS 学校ルールの再確認をしている。
- ・ 寸劇は生徒の反響が大きく、改めて我が身を振り返りながら、相手を思いやる気持ちが育まれ、その輪が広がっていることを紹介している。

(7) 八王子市青少年健全育成基本方針について

- ・ 裏面には「八王子市青少年健全育成基本方針」を記載している。
- ・ 一番下の枠の部分は、次の協議事項ウにおいて協議する「平成 29 年度八王子市青少年健全育成推進区域」について記載している。協議で決定された場合、このとおり掲載する。

(8) その他

リーフレットは本日協議頂き、内容を確定後、4 月の初旬に市内小中学校始め青少年健全育成団体・機関などに広く配布・啓発していく予定である。

《会長》

- ・ ご意見・ご質問はいかがか。

《八王子地区保護司会代表》

29 年度の目標につきましては、3 回の検討を重ねてきた。重点目標の文言を変更しては

うかとの意見もあったが、平成 26 年度から継続して使っている言葉であること、また長期間継続して行く目標であるということに変更しないとなり、同じ文言となった。

リーフレットの内容については、市制 100 周年であることを謳ってあり、読む人にとって読みやすい入りとなるように記載してある。

3つの行動指針があるが、思いやりの心の育みを一人でも多くの市民の方に、その趣旨を理解してもらうために、どのような表現が良いか委員同士で一字一句大変丁寧に検討してできあがったリーフレットである。こうしたことを考慮して審議いただけたらと思う。

《八王子市議会文教経済委員会委員長》

基本的には親や地域が見守るとするのは良い方向性である。

少年犯罪やいじめにつながるような場面で、なかなか地域や家庭に居場所がない子どもたちがいる。こうした子どもたちの居場所の受け皿になってしまうのが、非行・不良グループであることもあり、その中でどんどんエスカレートして重大な事件まで起きている。全国的に見てもそうした傾向があると思うが、不良グループが受け皿になるのではなく、自治体としても子ども食堂や無料塾など様々な形で居場所や食料などを提供する中で、新たな関係を作って安全に過ごすという方法も出てきているのかなと思っている。現実として学校や家庭に居場所がないなど感じてしまっているお子さんがいる場合の受け皿についても言及できないのかなと感じている。

《会長》

ご意見として頂戴する。

《八王子市青少年対策地区員会連絡会代表》

「みんなでつないでいこう 思いやりの心」を継承していくが、「思いやりの心」の裏には「おだやかな己」がいなくて続いていけないということを基本に置いて、このリーフレットがきれいにできていると感じる。

青少対としても思いやりの心を育むということで事業展開をしてきて平成 25 年度から 28 年度までの間に 3 倍の取組数となっている。そして 28 年度は学校運営協議会で小学校が 36 校、中学校が 20 校と併せて 56 校、平成 29 年度には小学校が 22 校、中学校が 10 校の併せて 32 校が協議会に加わってくるので、地域の問題を加味備えて PTA の皆さん、また青少対・育成指導員と打ち合わせをしながら学校と地域の一体化を踏まえてさらにこのリーフレットがより良いものになっていくのではないかと確信している。PTA がさらに充実したなかで地域との連帯を含めてこの問題に取り組んでいくことによって、先ほどの話にもあったような子どもたちの問題もその地域の特性を活かして話していけば、何らかの糸口が見えるのではないかと私は思い、この取組を 1 つでも増やしていければと考えている。このリーフレットの内容で取り組みを推し進めていけると良い。

《八王子市小学校 PTA 連合会代表》

現役の PTA からの意見としては、保護者の方に伝えたいということと地域とのつながりを大切にしたいということ。また、小学校高学年、中学年でもいるが、スマホや SNS に対して保護者の方にもう少し関わっていただきたいという思いが書かれている内容だと思う。

ぜひ、このリーフレットを多くの方に読んでもらいたいと思っている。検討会の中の話でも上がることが、今どきの親はという話を頂戴する。実際問題としては、このリーフレット

を読んでもらえる保護者の方はそれほど問題はないと感じる。せっかくこうした良いリーフレットがあるので、できるだけ多くの方にしっかり読んでもらえるということを考えていきたいと思う。保護者の方に伝えていきたいという話は PTA 連合会でも良くある。PTA としても全面的に協力できると思うので、うまく啓発していくアイディアなど今後検討していただけたらと感じる。

《事務局》

子どもも読めて、保護者をターゲットとしているリーフレットを作成いただいた。各小中学校と共に青少対や育成指導員などの会議もあるので、資料を配布し、地域と学校など各団体と協力してこのリーフレットの啓発活動に努めたいと思っている。

《会長》

他になればお諮りする。

「八王子市青少年健全育成基本方針 平成 29 年度重点目標」は、原案のとおり決定してよろしいか。

《各委員》

異議なし。

《会長》

ありがとうございました。このことについては、原案のとおり決定とする。

【決定事項】

「八王子市青少年健全育成基本方針 平成 29 年度重点目標」を原案のとおり決定

ウ 平成 29 年度 八王子市青少年健全育成推進区域の指定について

資料 3

【事務局説明】

- ・ 本市では「八王子市青少年の健全な育成環境を守る条例」第 5 条に基づき、八王子市青少年対策地区委員会 37 地区に募集を募り、申請のあった地区につき協議会での承認後、毎年指定を行っている。
- ・ 推進区域の指定は、平成 4 年度から始まっている。毎年 2 地区あるいは 1 地区ずつ指定しており、ほぼ一巡し、既に 2 回目の指定を受けている地区もある。
- ・ 指定された地区は通常の青少対活動に加え、第 6 条にある事業の中から、具体的には「あいさつ運動」や「クリーン活動」など複数の事業を計画して実施している。
- ・ 平成 29 年度につきましては、梶田地区から第 2 回青少年対策地区委員会連絡会にて立候補いただき、その場で本協議会への推薦を了承いただいている。
- ・ 梶田地区からは主に、3 つの事業が提案されている。
- ・ 1 点目としては、梶田地区全体としては新たな取組となる「防災訓練」である。「防災セミナー」などを開催し、「子どもたちが考える防災」をテーマに児童・生徒が意見発表を行い、地域の人たちと検討していく予定である。これを一步に、子どもたちに、まちづくりの担い手としての意識を高めていくとともに、地域へ青少年の健全育成への参加を呼びかけていく。

- ・ なお、青少対地区委員会による防災訓練は、青少年・市制100周年記念一斉活動として位置付ける予定である。
- ・ 2点目は、来年度で8回目を迎える「ふれあい欄田祭」である。毎年、表彰を行っている「健全育成標語」には、すでに、地区の3小学校（欄田・横山第一・緑が丘）の全生徒及び、中学生も6～7割が応募するまでになっておりますが、来年度はさらなる参加を呼びかけていく。また、小・中学生による吹奏楽や合唱、演劇などとともに、新たに、子どもたちによる防災訓練の成果発表を行う予定である。
- ・ 3点目といたしましては、新規に実施する「花いっぱい運動」。土を触りながら、子どもたちと「会話」を交わし、花を育てる本事業を通して、地域の輪を広げていくことを目的としている。地区内の小・中学校の花壇に春は「サルビヤ」や「マリーゴールド」、秋は「ビオラ」などを植え、環境美化とともに多世代交流の促進を図っていく。

《会長》

ご意見・ご質問はいかがか。

《会長》

他になければお諮りする。

「平成29年度 八王子市青少年健全育成推進区域の指定について」は、原案どおり決定してよろしいか。

《各委員》

異議なし。

《会長》

ありがとうございました。このことについては、原案のとおり決定とする。

【決定事項】

「平成29年度 八王子市青少年健全育成推進区域」を原案のとおり決定

エ 平成29年度「八王子市青少年健全育成基本方針の策定等に係る検討会」の検討事項(案)について 資料4

【事務局説明】

平成29年度の「八王子市青少年健全育成基本方針の策定等に係る検討会」において

- ① 八王子市青少年健全育成基本方針平成29年度重点目標に向けた取組
- ② 八王子市青少年健全育成基本方針平成30年度重点目標について検討
- ③ 平成30年度青少年健全育成推進区域について
- ④ 「八王子市青少年の健全な育成環境を守る条例」について
- ⑤ その他、青少年に関する諸課題の報告及び専門的見地による情報交換を行い、関係機関・団体相互の連携・協力の円滑化を図っていく。

以上の点について、平成29年度八王子市青少年問題協議会検討会において検討することを提案する。

《会長》

ご意見・ご質問はいかがか。

《八王子市議会厚生委員会委員長》

青少年健全育成推進区域ですが、平成 29 年度は梶田地区ということで先ほど決定したが、これは大変重要な取組であると考えている。地域でつながっていくことが大変重要であると思っているのですが、特に中学校区でしっかりとコミュニティが形成されていけば地域で様々な問題が起きたときに地域で解決策を見つけていくことができると考えている。

来年度は梶田地区の 1 地区に 10 万円の補助が上乗せされて事業が展開されると聞いているが、これを 1 年に 2 地区という形で増やしていくという考え方があるのかどうか、増やしていくべきと考えるが、いかがか。

《事務局》

予算の範囲での実施という制約とすでに青少対各地区では、様々な健全育成活動を行っている。推進地区となるとさらに追加して事業を実施していくことになる。そのため、37 地区の連絡会で募って立候補した地区の中から連絡会で決定し、青少年問題協議会へ推薦している。青少対の各地区の実情もあるので、協議しながらすすめさせていただきたい。

《八王子市議会厚生委員会委員長》

地域の負担もあるということですが、ぜひ地区から声があがった際には複数地区で実施できるようにしていただけたらと思う。

《会長》

それではお諮りする。

「平成 29 年度 八王子市青少年問題協議会検討会の検討事項について」は、原案どおり決定してよろしいか。

《各委員》

異議なし。

《会長》

ありがとうございました。このことについては、原案のとおり決定とする。

【決定事項】

「平成 29 年度 八王子市青少年問題協議会検討会の検討事項」を原案のとおり決定

(2) 報告事項

ア 平成 28 年度 青少年健全育成事業について

資料 5

【事務局説明】

1. 青少年対策地区委員会活動について

- ・ 青少年対策地区委員会は東京都の基準に基づき、市内中学校区を単位とした 37 の地区委員会がある。1 地区あたり 30～110 名程度の委員がおり、全体では 2,600 名弱の方々が活動を行っている。委員構成については、学校・PTA 関係者・町会関係者・民生児童委員・保護司・青少年育成指導員など地域に密着した方々である。これら大勢の方々が、「その地区の実状に合った青少年の健全育成に資する取組」を行っている。

①社会環境の浄化を行うための活動

- ・「青少年 育成環境 一斉クリーン活動」を年 3 回実施しており、児童・生徒や地域の方々など、今年度は延べ 18,700 人以上の方々に取り組んでいただいた。昨年度よりも約 5,200 人増となる大勢の方に取り組んでいただいた。

②青少年健全育成のための活動及び③青少年の社会参加・社会貢献活動

- ・地区の実情に応じて、その地区に相応しい事業を実施している。
- ・ロードレース大会を始め、各種スポーツ大会や音楽祭、標語募集、花壇の植栽などの環境美化活動は多くの地区で実施されている。
- ・最近では、携帯電話・スマートフォンの使用に関わるトラブルの増加を踏まえ、学校・地域で使用方法を考える講習会や地域・学校の連携による防災訓練なども特徴となっている。
- ・継続的に実施している地区イベントにおいても児童・生徒が企画・運営に携わるなど趣向を凝らした様々な健全育成活動が展開されている。
- ・今年度は横山地区の「ロードレース大会」が東京都の「こころの東京革命」普及啓発事業に認定され、その啓発活動にも協力いただいた。

③青少年健全育成推進区域（平成 28 年度推進区域長房地区）

- ・事業内容といたしましては、「あいさつ・思いやり」をテーマに標語の募集を新たに地域の長房小学校・船田小学校を加え、実施しました。280 点の作品から 9 点を選考し、看板とし各校に掲示した。
- ・また、昨年 10 月 22 日には「つなげよう地域の輪」をテーマに「三校地域交流会を開催し、478 名が参加した。交流会では「表彰式」及び吹奏楽や合唱、ダンスにより、子どもたちが日ごろの練習の成果を披露し、盛会に終えることができたとの報告を受けている。

2. 青少年育成指導員活動について

- ・「青少年育成指導員」は、「八王子市 青少年の健全な育成環境を守る条例」に規定された本市固有の制度である。青少年育成指導員は、青少年の非行化の防止のため、市から委嘱された非常勤特別職であり、平成 29 年 1 月 1 日現在、228 名の方が活動している。

①巡回活動・指導助言活動

- ・青少年育成指導員の最も中心となる活動であり、主に地域内のパトロールを行っている。平成 28 年 4 月から 12 月までに全地区延べ 4,100 回以上、昨年度と比べ、300 回ほど増え、各地区の青少年育成指導員の尽力により、ここ数年回数は増加している。夜間（9 時頃）の活動が多く、その他にも学校行事や地域のお祭りなどに合わせて実施している。

②青少年健全育成キャンペーンの実施

- ・毎年 11 月に国の「子ども・若者育成支援強調月間」及び「児童虐待防止推進月間」に合わせ行っている。
- ・11 月 13 日（日）に石森市長とともに J R 八王子駅をメイン会場で実施したほか、市内各地区で 65 カ所で実施した。
- ・ボーイスカウト・ガールスカウトなどの青少年育成団体や保護司会、八王子若者サポートステーションとも連携し、11 月 19 日・20 日に開催された「八王子いちよう祭」においても、啓発活動を展開した。
- ・両日で「平成 28 年度青少年健全育成 キャンペーン重点目標」などを掲載した絆創膏セット 39,000 個を全市域で配付・啓発した。

③健全育成協力店の指定活動

- ・ 協力店は、合計数 578 店、昨年度に比べ加盟店が 9 店減少している。新規の協力もあったが、閉店による解除店が多かったことが影響している。
- ・ 新規は 23 店。コンビニが一番多く 7 店。次いで食料品店、飲食店となっており、業種は多岐に渡っている。
- ・ 青少年育成指導員は、協力店への加盟促進・継続依頼の他に、健全育成キャンペーンポスターの掲示依頼や趣旨説明、また、巡回活動の際に立ち寄り、情報交換を行うなど地域の実情にあった取組を行っている。
- ・ 今後も、青少年育成指導員とともに各地区に新規開店した店舗などへ協力店の加盟を呼びかけていく。

④環境浄化の実態調査

- ・ 青少年育成指導員が年間を通して、カラオケ店など、青少年が立ち寄る特定の店舗や有害図書取扱店などについて調査している。
- ・ 「アのカラオケボックス等の設置状況」では、前年度より 2 店舗増加となっており、いずみの森小中の第三地区内、東町と別所地区での新規店舗である。
- ・ 「イの不健全 図書 自販機の 設置状況」は、設置個所は昨年同様、由木地区の 1 箇所のみである。「自販機取扱収納品」の変更は、昨年度に比べ、下着、コスチューム類、サプリメント、栄養剤の販売が増え、玩具の減少による、取扱品の内容が大幅に変更したことによるものである。
- ・ また、ミラー設置につきましては、注意書き 3 のとおり、設置はされているが、劣化により機能を果たしていない状態であるため、設置数を 0 とした。
- ・ 3 月 9 日に東京都治安対策本部と市、由木地区 青少年育成指導員とともに現地調査を行い、東京都と連携してミラーなどの改善を事業者へ働き掛けていく予定である。
- ・ 「ウのゲームセンター」については、書店においてゲーム機を撤去したため、前年度に比べ 1 店舗減の 20 店舗となっている。
- ・ 「一般用ゲーム機台数」の 170 台ほどの減は、主に、フロア改装によるゲーム機の撤去やサイズが大きい台への入れ替えによるものである。
- ・ 調査において、深夜営業をしている 12 店舗のうち、9 店舗は「23 時以降の入場制限」の表示がなかったため、現在、該当する 3 地区の青少年育成指導員が店舗に表示掲示の協力依頼をしているところである。
- ・ 「インターネットカフェの店舗数」は閉店により前年度より 1 店舗減少となっている。全店ともフィルタリング、深夜の入場制限の表示は実施されている。
- ・ 「エの成人向け雑誌・DVD 等販売状況」については、昨年度と比べ 3 店舗増加した。これは、閉店が 12 店舗あったことに対し、新規が 15 店であったことによるものである。
- ・ 今年度は、「区分陳列」並びに「掲示文書」の不備は 0。区分陳列の実施割合は、100% となった。これは、各地区の青少年育成指導員の呼びかけ、それによる事業者の協力により環境が改善された結果である。
- ・ これらの調査結果は東京都治安対策本部及び市内警察署へも情報提供を行っていく。

《会長》

ただいまの報告につきまして、何かご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

【質疑応答】

特になし

(3) 情報交換

ア 少年非行の現状及び最近の動向について

【情報提供】八王子警察署より報告

《八王子警察署長》

市内三署の平成 28 年の少年の非行の取扱状況について報告する。

まず、都内の非行少年の検挙状況であるが、全体で 5,775 人、前年に比べ約 700 人、11% 減少している。これらのうち窃盗や詐欺といわれる刑法犯で検挙されたのは約 4800 人で全体の 84% を占めている。

一方八王子市内では、非行少年の総検挙数は 339 人、前年に比べ 39 人、13% 増加している。このうち刑法犯で検挙されたのは 282 人で全体の 83% を占めている。

刑法犯の中でどのような罪種が多いかというと、1 番目に万引き・自転車盗が半数の 166 人。振り込め詐欺については、振り込め詐欺にも少年が加担するということが後を絶ちません。遊ぶ金が欲しい、先輩や知人から誘われて気軽に、いわゆる受け子になって現金を受け取りにいく青少年が増えている。アルバイト感覚でやっているように思われる。三署で合計 5 人の少年がこの受け子として検挙されている。

特別法犯としては、痴漢や盗撮など迷惑防止条例に該当するもののほか、インターネットの掲示板に女子高生が遊ぶ金欲しさや携帯料金が払えず援助交際を募る書き込みを行い、出会い系サイト法違反で検挙されているという事例もある。

次に、補導対象の不良行為であるが東京都全体では約 3 万 4 千人が補導されている。これは、前年に比べて約 4200 人、11% 増加している。八王子市内は、補導人員は 1,181 人、前年比 240 人、26% 増加している。内容としては、11 時以降朝の 5 時までの深夜徘徊が約 930 人、80% を占めている。次が喫煙で 166 人、14%。深夜徘徊と喫煙で補導されている少年は全体の 94% を占めている。次に多いのが飲酒・粗暴行為となっている。高校生が 823 人で全体の 70%。次が中学生約 100 人で 9% となっている。男女別では、男性約千人で全体の 84%、女性が 185 人、16% となっている。

ほかにもスマートフォンなどさまざまなメディアによる性情報の氾濫など少年を取り巻く環境はますます悪くなっている状況にある。警察としては、サイバーパトロールやサイバー補導という手法を使って、援助交際を行うなど福祉犯の被疑者となる大人を検挙している。これらの中には児童ポルノもあり、被害として最近増えているのは学生自らが自分の裸などを自画撮りしてメールを送付するというもの。約 5 割がこの自画撮りの被害にあっている。お金が欲しいという気持ちやネットは閉鎖的と思い、友達や付き合っている人に裸の写真を送ってしまって被害に遭うということがある。どんな時にもそういった写真を送らないという教育を伝えていかなければいけないと感じる。特にネットに出回った写真は非常にコピーが簡単である。従って一度ネット上に流出すると不特定多数の者が興味本位でその画像のコピーにコピーを重ねていく。後になって被害者が全部削除してほしいと言っても、とても不可能な状況になっている。本当に心に傷を負ってしまう状況となってしまうので、自画撮りについて今後、いろいろな啓発をしていきたいと思っている。警察としては、今後、自治体・学校・関連機関とも情報の共有をいたしまして、様々な事案に対応していきたいと思っているのでご協力をよろしくお願いします。

《会長》

ただいまの報告につきまして、何かご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

《八王子市議会文教経済委員会委員長》

女子高校生の JK ビジネスが全国的に話題になっている。カフェとなっているが実際には個室に男性と入って場合によっては売春まで発展するようなことがあると聞いている。八王子では、そのような店舗があるのか。

《八王子警察署長》

三署全体の把握はしていないが、八王子駅前ではいわゆる JK ビジネスの小部屋というものは駅周辺では把握はされていない。女子高生かはわからないが、セーラー服姿をした客引きがいることもある。

《八王子市議会文教経済委員会委員長》

日中に見かけたことがあり、10代から20代くらいの子女子高校生姿の女の子達が並んで、遠くから男性が見張っているというような状況であった。そういった状況が残念であり、なかなか規制が難しいのだろうと思うが、ぜひ対応いただきたい分野である。

イ 矯正就労支援情報センターについて

資料6

【情報提供】多摩少年院長より報告。

《多摩少年院長》

先ほども青柳委員から居場所という話があったが、刑務所の出所者、あるいは少年院の出院者について居場所はもちろん出番がないとなかなか上手く更生に結びつかないということがある。

パンフレットに「再犯防止と仕事の関係」という項目があるが、仕事がない者と仕事をしている者については再犯がさらに違うということがある。各刑務所・少年院でも職業訓練各種の資格取得、あるいは就労に向けた指導としてハローワークの職員に面接をしていただいたり、就労支援スタッフによる情報提供をいただいたりしている。それを活かして出所後の就労に結びつけている。全国規模の収容になるので、なかなか例えば八王子市で「こういう人がこういう希望」を持って就職したいという話がマッチしないということが、これまであったが、矯正就労支援情報センターが立ち上がり、東日本と西日本に1つずつできた。東日本は埼玉の新都心にセンターができあがった。全国の受刑者、少年の在院者の資格・職歴・帰住予定地の一括管理をすることになった。希望する事業主の方に情報を提供して上手く出番や就労に結びつくようなシステムを軌道に乗せたい。あるいは採用の手続き、窓口サービスとして各施設でどんな訓練を行っているか、現場を見学していただくなどのサービスを行っている。

就労の支援をすることによって再犯防止に向けて指導を充実させていくための新しいセンターができた。直接、皆さんが関わることはないかもしれないが関係の知り合いの方、あるいは雇用主として活動している方でご要望があればいつでも情報を提供させていただきたい。

《会長》

ただいまの報告につきまして、何かご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

【質疑応答】

特になし

ウ 少年鑑別所から見た最近の非行少年の動向

資料 7

【情報提供】八王子少年鑑別所長より報告

《八王子少年鑑別所長》

少年鑑別所では、家庭裁判所で非行少年について審判があり、審判の前に詳しく調べる必要があるということで観護措置に基づいて入ってきた子ども達について、どうして非行をやってしまったのか、どうして非行を繰り返しているのかということを中心に心理学的な方法を使って調べることをメインにしている。それが家庭裁判所から依頼される鑑別というものである。そのほかに法務省関係機関からの依頼を受けて鑑別を行うこともある。

当初は昭和 57 年の 3 月に東京婦人補導院の一角を間借りする形で東京少年鑑別所八王子分室として業務を開始している。少年鑑別所は昭和 24 年、戦後に発足した施設で東京都の場合は昭和 24 年から昭和 57 年までは練馬にある東京少年鑑別所 1 か所であった。それが昭和 57 年の 3 月に三多摩地区にも施設を設けようという機運が起こり開設されている。昭和 57 年は非行の第三のピークと言われている時代で東京でも暴走族が華やかになるなど、非行少年が増えた時代でもある。そうした背景もあって三多摩地区に 1 か所、施設を設けようということで開設された。翌年の昭和 58 年には八王子少年鑑別所支所となり、平成 2 年の 6 月に本所に昇格して、現在の八王子少年鑑別所になった。

今東京には 2 施設設けられているが、東京 23 区と島しょ部については練馬にある東京鑑別所で対応して八王子を含む三多摩地区については八王子鑑別所が対応するという区分けになっている。

少年鑑別所は発足した当初から地域の人たちからの心理相談を受け付けていた。家庭裁判所の依頼による鑑別に支障がないように副業的な業務として実施していたが、平成 27 年の 6 月に少年鑑別所法という法律が施行されて、これに基づき地域援助として地域の方からの心理相談を受け付けるということが、本来業務に格上げされた。内容としては、個人援助として能力・性格の心理検査、調査を行ったり、問題行動の分析をして指導方法を提案したり、一般的な心理相談を受け付けるなど行っている。また、関係機関の事例検討会に参加したり、研修・講演への講師派遣を行ったり、学校教育への出前授業のようなものを行っている。研修に関しては、八王子地区の保護司会の研修に私も呼ばれて講演している。法教育については、先ほどの事務局から報告があった「各関係機関・団体ごとの特色ある取組」の甲ノ原中学校の取組が紹介されているが、去年の 11 月 12 日に実施された道徳授業地区公開講座に呼ばれて出前授業を行っている。1 月 21 日に横山第二小学校の公開授業があり、職員が道徳授業を行っている。積極的に研修や出前授業に講師の派遣を行っているので、活用いただけたらと思う。

八王子少年鑑別所の去年の入所少年を見た統計についてですが、新収容人員の推移としては、5 年前の平成 24 年は 418 人であった。昨年は 314 人に減っていて、これは母数になる少年人口が減っていることが大きな要因、昭和 57 年当時は暴走族が華やかだったと伝えたが、最近では暴走族は壊滅状態なので非行少年自体が減ってきている。平成 27 年の全国の統計で見ると家庭裁判所で計上している非行少年の数はおよそ 9 万件ほどである。そのうち少年鑑別所に収容されているのは 9 千人、最大全非行少年の 1 割ほどは選ばれて少年鑑別所に収容されているという統計となっている。

少年鑑別所に入ってくる子どもたちは少し非行が進んでいて繰り返したりしていて、詳し

く内面・行動傾向などを調べる必要があるだろうということで選ばれてくる少年であることをご了承いただきたい。

年齢の構成は18歳～19歳の年代が1番多く、半数近くの48.5%。16歳～17歳が35%、14歳～15歳が15.3%で一時、非行の低年齢化ということが言われたが、こここのところの統計を見ると18歳～19歳の年代の子どもが多くなっているということが実情。少年鑑別所は20歳未満の少年を鑑別するところなので基本的には14歳以下の子どもも収容することもできるが、昨年は12歳と13歳の子どもが1人ずつ入ってきた。

非行名としては、窃盗・詐欺などを含む財産犯が46.8%で半数弱を占めている。先ほど警察からも情報があったが、財産犯のうち詐欺が19.4%で2割近くが詐欺の子ども。これがいわゆる特殊詐欺、オレオレ詐欺の受け子をやっている子どもたち。全国の統計と比べても当所は多い数値となっている。次に多いのが粗暴犯で28.6%、粗暴犯は傷害・暴行・恐喝も入っているが、3割弱を占めている。以前のような暴走族をやっているような非行少年は少なくなっているが、外見を見ると草食系の子どもたちが入ってきて、やっていることを見ると彼女に対する暴力や家族に対する暴力、小さいグループの中でのリンチ事件など攻撃的なことをしてくる子どもたちが3割近くいる。もう一つ特徴的なのは薬物犯が17名で5.4%。中身は覚せい剤や大麻取締法違反である。成人の場合は窃盗が30%で覚せい剤も30%ぐらいが相場である。それに比べると少年の場合の薬物犯は非常に少なくなっている。非行名から見ると薬物犯は歯止めが効いていると言えるかもしれない。

退所事由で一番多いのは少年院送致の31%で少年の処分の中では一番強力な処分。次に多いのは保護観察で27.3%。これは全国の統計と逆転している。全国の統計は31.2%が保護観察で少年院送致が26.7%。当所の場合は少年院送致が一番多くなっている。入所人員は少しずつ減っているが、入ってくる子どもたちの中身、更生の進み具合を見ると少年院に送らないといけないような問題性の進んだ子どもたちが八王子少年鑑別所に入ってきていることがわかる。

処遇鑑別は、関係機関からの依頼を受けての鑑別となるが、特徴としては職業適性検査を多摩少年院の少年たちに必ず行っている。この数が少なくなっている傾向が見られる。鑑別所の収容人員が少なくなっていることとつながっていて、少年院の収容人員も減っているということも関係していると思われる。

一般少年鑑別及び地域援助は先ほど少し紹介した少年鑑別所法務少年支援センターが地域の方たちの心理相談を受け付けているというものであるが、平成27年は219件であったのが、昨年は293件と大幅に増えている。三多摩地区のニーズが高くなっている。

《会長》

ただいまの報告につきまして、何かご意見・ご質問はいかがか。

《八王子市議会厚生委員会委員長》

更生が進んでいるとの話があったが、その原因というのは何かあるのか。

《八王子少年鑑別所長》

原因は特定することは難しいが、子ども一人ひとりに焦点を当てて問題点を探っていく施設であり、そのために面接や心理検査などを行っているが、最近感じていることはコミュニケーションの力が乏しくなっている子どもたちが増えている。言葉を使って自分を表現することであるが、そうした力が乏しくなっている。自分を表現することも苦手であるし、

人から言われたことをきちんと把握する力が足りなくなっている。こちらが働きかけている言葉を被害的に受け止めたり、勘ぐったり、そういうことでコミュニケーションのギャップが生じることも多いので、双方向的なコミュニケーションの力が足りなくなっていることも多いと感じている。それが、どのように非行につながっているかというのは、その子それぞれではあるが、一般的に見るとそういった特徴があると感じる。

《八王子市議会厚生委員会委員長》

発達障害との関係性はいかがか。

《八王子少年鑑別所長》

ひどい場合は発達障害が疑われる子どもたちもいるので、少年鑑別所に入ってきて疑いのある場合は、スクリーニング検査で調べて疑いの強い場合は精神科の診断につなげていく。検査の中でも知能検査や発達検査を行うなどしている。

地域援助の中の個人援助が増えてきているという話をしたが、これも八王子市周辺からの発達検査の依頼が相当増えてきていることが個人援助の数も増やしている。地域の人たちからの支援の内容の中にもニーズは高いと感じている。

エ 市制 100 周年記念事業「ぼく・わたしたちの八王子子ども絵画コンテスト」開催結果について 資料 8

【情報提供】事務局より報告

《事務局》

今年度 4 月～8 月を応募期間として実施した絵画コンテストの結果について報告する。応募総数は個人 4,928 作品、団体 35 作品、応募者総数は 5,087 名。うち 10 月 10 日エスフォルタアリーナにて、優秀賞以上 46 名の児童・生徒の表彰式を行い、展覧会を今年の 1 月 16 日～22 日に南口総合事務所にて、行った。学校選考作品以上の 424 作品の展覧をした。今後はこの努力賞の作品データは来年度の 100 周年事業をはじめ、市制に活用していきたいと考えている。また、来年度は佳作以上 48 作品を各種 100 周年記念事業とタイアップするなど工夫をして 5 回程度の巡回展を予定している。

《会長》

ただいまの報告につきまして、何かご意見・ご質問はいかがか。

【質疑応答】

特になし

オ その他

「再犯の防止等の推進に関する法律 概要」について

【情報提供】東京保護観察所立川支部統括保護観察官より報告

《東京保護観察所立川支部統括保護観察官》

今回新しい法律ができ、昨年 12 月 14 日に国会で法律が成立し、施行された。

内容としては、国と地方公共団体が再犯・再非行の防止が円滑に実施されるように連携をはかるというもの。国では、再犯防止推進計画というものを策定し、都道府県・市町村においては国が定める計画を勘案して地方再犯防止推進計画を定めるという規定がある。国の計

画は現在策定中で、今後国の計画が決まり次第自治体にご協力をお願いすることになる。

また、現在八王子保護区で家庭裁判所の審判を受け、保護観察となった少年が 57 人、少年院からの仮退院で保護観察の少年が 17 名、5 年前の平成 24 年 2 月現在の数字だと家庭裁判所の審判を受け、保護観察となった少年が 98 名、少年院からの仮退院で保護観察の少年が 33 名、この 5 年間で 14 歳から 20 歳の人口の変化というのは把握していないため、単純に比較はできないが保護観察を受けている少年は減少傾向にある状況にある。

《会長》

ただいまの報告につきまして、何かご意見・ご質問はいかがか。

【質疑応答】

特になし

4 閉会